

青梅市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市第四学童保育所を青梅市立第四小学校内に新たに設置し、現行の施設を閉鎖したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市学童保育所条例の一部を改正する条例

青梅市学童保育所条例（平成 10 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学童保育所の名称および位置の表青梅市第四学童保育所の項中「東京都青梅市東青梅 6 丁目 1 番地の 13」を「東京都青梅市東青梅 6 丁目 1 番地の 1」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市学童保育所条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅市第四学童保育所を青梅市立第四小学校内に新たに設置し、現行の施設を閉鎖しようとするものである。

2 改正の内容

青梅市第四学童保育所の位置を次のように改める。(別表第 1 関係)

改正後	現 行
東京都青梅市東青梅 6 丁目 1 番地の 1	東京都青梅市東青梅 6 丁目 1 番地の 1 3

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日